

学校安全の推進について

①

学校安全に関する経緯・主な施策

学校安全の活動は、「生活安全¹」、「交通安全²」、「災害安全³」の各領域を通じて、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す「安全教育」、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。

我が国における学校安全の歴史を紐解くと、昭和40年代前半に遡る。自動車交通の急成長に伴って交通事故も急増⁴し、当時の様相は「交通戦争」とも言われた。こうしたなか、子供が犠牲となる痛ましい事故が続発したことは社会に大きな影響を与え、通学路の安全を中心とした学校安全の機運が高まっていった。

その後、昭和40年代後半になると、中高生による校内暴力等が社会問題化。こうした中で昭和47（1972）年には文部省から『安全指導の手引き』が発行され、従来の交通安全に加えて生活安全の領域も指導内容に加えられた。

平成7（1995）年1月には阪神・淡路大震災が発生。死者・行方不明者は約6,400名を超え、負傷者も約4万3,700名超となった大災害は学校施設にも大きな被害をもたらした。この出来事から、学校安全の分野では学校施設の防

災対策、防災教育が推進されていった。

平成13（2001）年6月には、大阪教育大学附属池田小学校事件が発生、8名の児童が犠牲となり、児童・教員あわせて15名が負傷した。この事件は社会を震撼させ、学校防犯対策強化の機運が高まり、各学校で危機管理マニュアルの作成や防犯訓練・設備整備等が進められた。

平成16（2004）年頃からは、登下校中の児童が被害に遭う誘拐事案が連続して発生し、登下校時の安全対策の強化が図られた。危機管理マニュアルの改訂や、保護者・地域と連携した見守りの充実などの取組も進められた。

そして、平成20（2008）年6月、学校保健法（昭和33年法律第56号）を改正する形で、学校保健安全法が制定され、「学校安全」が法令に明記されることとなった。

平成23（2011）年には東日本大震災が発生。死者・行方不明者あわせて22,312名、負傷者6,242名という人的被害⁵だけでなく、津波・原子力災害など従来の想定を超える災害であり、その後の安全教育・安全管理や事後対応（事故検証）の在り方など、様々な影響を与え、我が国の安全教育の大きな転換点となった。

平成24（2012）年4月、京都府亀岡市で発生した交通事故は通学中の児童も犠牲となり、改めて通学路の安全の在り方を問う事案となった。これを受け、学校・道路管理者・警察による通学路の緊急合同点検が初めて実施された。

同月には、平成20（2008）年に制定された学校保健安全法に基づき、「学校安全の推進に関する計画」が閣議決定され、安全教育の充実、教員の資質能力向上、組織的取組の推進等について示された。なお、この計画は5カ年計画として平成29年（2017）年3月に第2次計画、令和4年（2022）年3月に第3次計画（後述）がそれぞれ策

1 学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

2 様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

3 防災と同義。地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

4 昭和45（1970）年の交通事故死亡者数は16,765に達した。これは我が国における最悪の記録である。

5 内閣府（防災）による（2022年3月8日時点）

定された（いずれも5カ年計画）。

平成 28（2016）年3月には、学校、学校の設置者、地方公共団体が、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、「学校事故対応に関する指針」が示された。

昭和40年代前半	交通事故の急増を背景とした交通安全指導の推進
昭和40年代後半	生活安全に関する指導も充実
平成7年1月	阪神・淡路大震災
平成13年6月	大阪教育大学附属池田小学校事件
平成16年頃～	登下校中の児童が被害に遭う誘拐事案が連続して発生
平成20年6月	学校保健安全法の制定（学校保健法の改正）
平成23年3月	東日本大震災
平成24年4月	京都府亀岡市 交通事故など
同	第1次 学校安全の推進に関する計画
平成28年3月	学校事故対応に関する指針
平成29年3月	第2次 学校安全の推進に関する計画
平成30年5月	新潟県 下校中の女儿殺害事件
令和3年6月	千葉県八街市 交通事故
令和4年3月	第3次 学校安全の推進に関する計画
令和4年9月	静岡県牧之原市 送迎バス置き去り事案

図表1. 学校安全をめぐる主な出来事

2

第3次学校安全の推進に関する計画の策定

(1) これまでの取組と課題

国は、学校保健安全法に基づき、平成 24 年度からの5年間を計画期間とする「学校安全の推進に関する計画（第1次計画）」、平成 29 年度からの5年間を計画期間とする「第2次学校安全の推進に関する計画」を策定し、学校安全の推進に取り組んできた。

第1次計画中には、東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重

要性が改めて認識され、学校教育活動全体を通じた実践的な安全教育が推進されるとともに、各学校で防災・危機管理マニュアルの整備などが進められた。

第2次計画中には、児童生徒等の様々な安全上の課題に対し、管理職のリーダーシップの下、組織的な体制を整備し、学校教育活動全体を通じた取組を実施するとともに、学習指導要領の改訂を踏まえたカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育が推進された。また、防犯・交通安全・防災の視点から通学・通園路の安全点検等が実施された。

第3次計画の策定に向けた課題としては、様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていないこと、地域、学校設置者、学校、教職員の学校安全の取組内容や意識に差があること、東日本大震災の記憶を風化させることなく、今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があること、学校安全の中核となる教職員の位置付け及び研修の充実について学校現場の実態が追い付いていないこと、様々なデータや研究成果が学校現場で実際に活用されていないこと、計画自体のフォローアップが不十分なために十分な進捗が図られていない事項があることなどが指摘されている。

このため、より実効的な取組となるよう、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築を全国的に推進するとともに、必要な施策を実効的に進めるための国の施策の充実、計画における主要な指標の設定や進捗管理の改善に取り組むことが必要とされている。

また、児童生徒等の通学時に発生する事件・事故など、学校の努力だけでは防止できない事案も発生していることから、再発防止のためにこれまでの知見を今後の学校安全の取組に活かすことはもとより、子供の視点にも立ちながら、学校外の専門的な知見や地域からの協力を得て、学校安全に関わる取組に反映していくことが求められている。

(2) 施策の基本的な方向性等

これまでの取組や課題を踏まえ、第3次計画においては、その計画期間において取り組むべき施策の基本的な方向性としては、以下の6点が示されている。

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

これらの方向性に基づき、後述する施策を実施することにより、第3次計画の計画期間において「目指す姿」としては、

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

の3点が示されている。

なお、これらの「目指す姿」に係る主要指標としては、

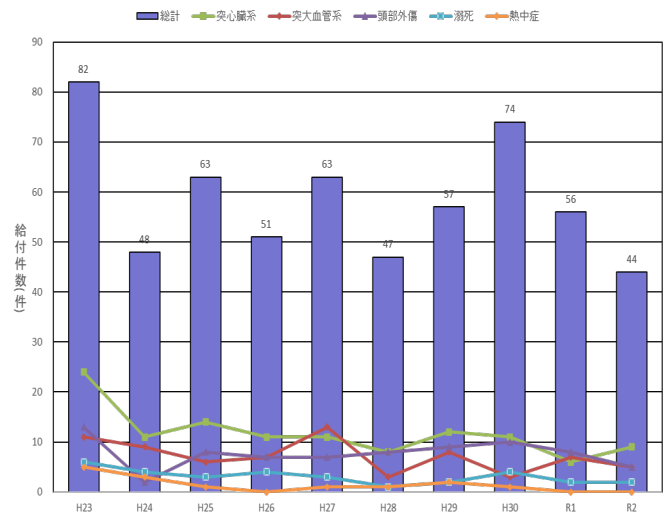
- ・学校管理下での重大事故件数
- ・学校管理下での負傷・疾病の発生件数、発生率

が挙げられている。

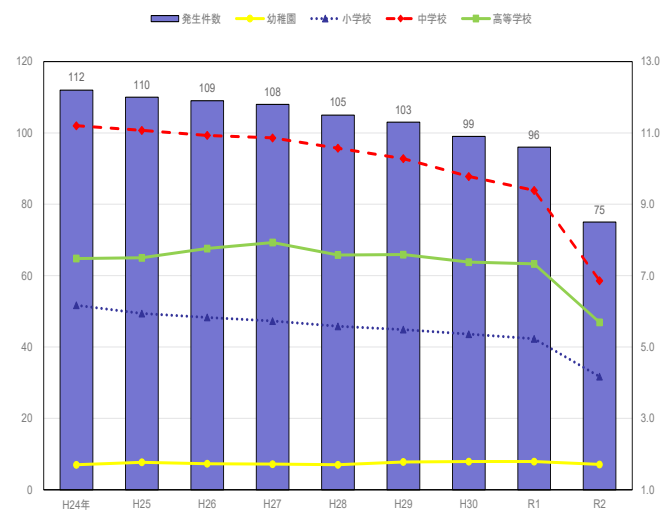
これらについては、独立行政法人日本スポーツ振興センター統計によると、令和2年度における死亡見舞金給付件数は全体として44件⁶、災害発生件数は全体として746,913⁷件であった（図表2・3）。

6 主要な要因別では突発性心臓系9件、突発性大血管系5件、頭部外傷系5件、溺死2件、熱中症0件。

7 学校種別では、幼稚園 14,707 件、小学校 263,385 件、中学校 221,705 件、高等学校等 189,951 件



図表2. 災害給付における死亡見舞い給付件数の推移



図表3. 災害共済給付における災害（負傷・疾病）発生件数と発生率の推移

(3) 学校安全を推進するための5つの方策

第3次計画では、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育の充実、学校における安全管理の取組の充実等に関し具体的な取組を進めることにより、学校安全に関する取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上、すなわち、学校における安全文化の醸成を図るものとされた。

その上で、以下の通り学校安全を推進するための5つの方策が掲げられた。

【5つの推進方策】

- 1 学校安全に関する校内組織体制や、教員研修・教員養成
- 2 学校を取り巻く、家庭・地域・関係機関等との連携・協働
- 3 児童生徒等に対する安全教育
- 4 安全点検や老朽化対策など、学校の施設・設備等の安全管理
- 5 これらに関する横断的な事項等

推進方策1の関係では、学校経営における学校安全の明確な位置づけや、セーフティプロモーションスクール(SPS)の考え方も参考とし、学校安全計画を見直すサイクルの確立、地域毎のリスクを踏まえた危機管理マニュアルの見直し、学校安全の中核を担う教職員の位置づけの明確化、教員養成における学校安全の学修の充実等、組織的取組の推進を図ることとしている。

推進方策2の関係では、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した地域との協働による学校安全の推進や、通

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性 など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策



5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意図化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムの強化等を図ることとしている。

推進方策3の関係では、児童生徒等が自ら危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実を図ることや、関係機関、消防団等、様々な関係機関と連携して、実践的な防災教育の充実を図ることとしている。また、幼児期からの安全教育の充実や、幼児期・特別支援学校における安全教育の好事例等の収集を行うこととしている。さらに、ネット上の有害情報対策、SNSに起因する被害等への対応のため、性犯罪・性暴力対策、生命（いのち）の安全教育も推進することとしている。

推進方策4の関係では、学校における安全点検に関する手法の改善や、学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進、重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用、重大事故発生後の検証と再発防止等、安全管理の取組の充実を図ることとしている。

推進方策5の関係では、学校安全に関する情報の見える化や、災害共済給付データやデジタル技術を活用した科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進等が示されている。

4

学校安全をめぐる近年の動向

(1) 通学路の合同点検の実施

令和3（2021）年6月に千葉県八街市で発生した、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の約1万9千校の小学校の通学路を対象として、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検が実施された。これにより抽出された対策必要箇所数は76,404であり、関係機関が連携して対策案を検討し、地域の実情に応じた効果的な対策を可能なものから実施している。対策必要箇所の抽出結果と令和4（2022）年3月末時点のフォローアップ結果は図表4の通りである。

	箇所数	うち対策済
対策必要箇所（全体数） ⁸	76,404	45,057
教育委員会・学校による対策箇所	39,943	35,558
道路管理者による対策箇所	39,681	16,815
警察による対策箇所	16,996	11,345

図表4. 通学路における合同点検の結果

学校による危険箇所のリストアップに当たっては、これまでの観点に加え、過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所などの観点も踏まえて抽出された。

通学路の安全については、交通安全の観点のみならず、防犯を含む生活安全や災害安全の観点も含めた対応が必要である。

(2) 道路交通法の改正

① 自転車利用におけるヘルメット着用の努力義務

道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布）により、全ての自転車利用者に対し、令和5年4月1日から自転車の乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されることになる。

これに伴い、15年ぶりに「自転車安全利用五則」が改訂された⁹。

■ 自転車安全利用五則 ■

- 1 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

8 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。また、対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,707箇所、うち対策済み811箇所）を含む。

9 令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定。

②新たな交通主体の交通方法等

上記の改正道路交通法により、電動キックボード等（特定小型原動機付自転車）の交通方法等が整備された。その主な改正内容は下記の通りである（令和5年7月1日施行予定）。

- 電動キックボード等の運転には運転免許を要しないこととし（ただし、16歳未満の運転は禁止）、ヘルメット着用を努力義務化。
- 電動キックボード等は、原則車道通行。
- 電動キックボード等のうち、一定の速度以下に最高速度が制限されるものについては、例外的に歩道（自転車通行可の歩道に限る。）等を通行することができることとする。
- 交通反則通告及び放置違反金制度の対象とし、違反行為を繰り返す者に対しては、講習の受講を義務付け。

(3) 送迎用バスにおける安全管理の徹底

令和4（2022）年9月に発生した静岡県牧之原市の認定こども園の送迎バスで3歳の女児の置き去り死亡事案を受け、同年10月12日に関係府省（内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省）による緊急対策「こどもの送迎バス・安全徹底プラン」が取りまとめられた。その内容は以下の通りである。

【こどもの送迎バス・安全徹底プラン】

- ・ 所在確認や安全装置の義務付け
- ・ 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成
- ・ 安全管理マニュアルの作成
- ・ 「こどもの安心・安全対策パッケージ」

① 所在確認や安全装置の義務付け

上記「こどもの送迎バス・安全徹底プラン」を受け、誰が運転・乗車するかに関わらず、バスの乗車・降車時に幼児等の所在の確認が確実にされるようにするため、令和4（2022）年12月28日付で関係府省令等¹⁰が改正され、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付け

¹⁰ 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第41号）等

ることとなった。改正の内容としては、以下の通り。

- a) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び専修学校）において、児童生徒等の通学、校外学習等のために自動車を運行するときは、自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童生徒等の所在を確認すること。
- b) 幼稚園¹¹と特別支援学校においては、通学用の自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置¹²を装備し、当該装置を用いて、降車時の児童生徒等の所在を確認すること。

なお、本改正省令の施行日は令和5（2023年）4月1日であるが、上記b)については経過措置を設け、ブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の児童生徒等の所在の見落としを防止するための代替的な措置¹³を講ずることとしている。

② 「こどもの安心・安全対策パッケージ」

令和4年度第2次補正予算の事業により、子供の安全対策として、子供の送迎用バスへの安全装置の装備や、登園管理システムや子供の見守りタグ（GPS）の導入に係る必要な経費の支援を行うこととなった。特に、送迎用バスへの安全装置の装備については、義務化の対象となっている幼稚園・特別支援学校においては事業者の負担を最小化するため、市場価格を踏まえた定額を支援することとしている¹⁴。

児童生徒等の所在確認については、各学校においてこれまで教育活動の前提として必然的に実施されてきたものであるが、今回の省令改正によって法令上位置付けられたことに鑑み、学校安全の基本となるという認識を共

¹¹ 幼稚園型認定こども園及び特別支援学校幼稚部を含む。

¹² 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

¹³ 例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの措置。

¹⁴ 今回の省令改正で安全装置の装備が義務化されない小学校・中学校等においても市場価格の半額程度を補助する予定。

有するとともに、自動車等への乗降の場合に限らず、学校生活の中で場面が変わる際の所在確認の在り方について見直す機会とされたい。

(4) 熱中症予防の徹底

学校の管理下における熱中症事故は近年減少傾向にあるものの¹⁵、今後の気候変動等の影響を考慮するとますます悪化していくことが懸念されている。こうしたことから、文部科学省と環境省は、令和3（2021）年5月、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、初めて「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成した。また、令和4（2022）年4月13日には政府の「熱中症対策行動計画」が改訂され、学校における熱中症対策を含むマニュアル等の作成を促進し、学校医等とも協力し、学校現場での熱中症事故予防の体制整備を促進していくことが示された。

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分を補給できる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分に防ぐことが可能である。また、熱中症の疑いのある症状がみられた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要である。

熱中症の未然防止対策としては、各学校の危機管理マニュアルの中に、熱中症防止のための各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を具体的に定めておくことが重要である。また、環境省と気象庁から発表される「熱中症警戒アラート」等の情報も活用し、熱中症の未然防止のために各種活動の中止について適切に判断することが求められる。

(5) Jアラートへの対応

令和4（2022）年10月には北朝鮮の弾道ミサイル発射により、Jアラート（全国瞬時警報システム）が発信された。昨今の国際情勢に鑑み、あらためてその周知と発進時の

適切な対応が求められている。

Jアラートは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波情報など、対処に時間的余裕のない事象に関する情報を、国民の保護のために国から送信し、市町村防災行政無線（同報系）を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達する仕組みのことである。市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等さまざまな手段により住民に情報が伝達される。また、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールとして配信される。学校では、Jアラートの緊急情報をどのように入手し、どのように対応していくのか検討しておくことが求められる。

ここでは、特にJアラートの緊急情報のなかでも、「弾道ミサイル発射に係る対応」について留意点を確認する。行動の基本は、「姿勢を低くし、頭部を守ること」である。そして、Jアラートによる情報伝達の流れや内容と、それらに対する学校における避難行動の流れを確認しておく必要がある。例えば、「弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった際、屋外にいる場合には、近くの建物や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、窓のない部屋に移動して机の下に入って頭部を守るなどの対応が考えられる。

具体的な避難行動例は、内閣官房の「国民保護ポータルサイト」や文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」等を参考にされたい。

5

学校安全の さらなる推進のために

(1) 学校安全の推進に関する有識者会議 の設置

国の第3次学校安全の推進に関する計画の策定に当たっては、第2次計画からのいくつかの課題も挙げられており、その中の一つとして、「計画自体のフォローアップが不十分なため十分に進捗が図られていない事項があること」が指摘されている。このことを踏まえ、文部科学省では、学校安全の推進に関する計画の進捗管理と具体的な施策の展開を行うため、新たに「学校安全の推進に関する有

15 幼独立行政法人日本スポーツ振興センター調べによると、学校管理下（小・中・高）で熱中症を発生した件数は、令和元年が5,074件、令和2年が3,371件、令和3年が2,549件（速報値）であった。

識者会議（座長・東京学芸大学教職大学院教授渡邊正樹氏）（以下「有識者会議」）を設置された。

○第1回会議の様子

有識者会議は令和4（2022）年12月23日に第1回の会議が開催された。各委員からは「すでに各学校で学校安全計画やマニュアルが整備されているが、今後は実効性を担保していくためにPDCAをいかに機能させていくかが課題である」といった意見や、「学校事故に関するデータの蓄積を活用し、今後の学校事故防止につなげる調査研究を行うことが重要である」といった意見のほか、「多忙な学校現場の中で、専門的知見がない教職員が設備や機器の点検まで担っている状況があるので、安全点検の主体と内容をしっかりと分類し、無理のない形で安全点検ができるような仕組み構築する必要がある」といった意見があった。

○「学校事故対応に関する指針」の見直し

国においては、平成28（2016）年3月に「学校事故対応に関する指針（以下「学校事故対応指針」という）」を策定し、これに沿った対応として、詳細な調査が行われた場合の報告書の提出を求め、事故情報の蓄積や学校・学校設置者・都道府県等の担当部署への周知を行っているところであるが、これについて第3次計画においては、「事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある」といった課題を指摘した上で、「事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求めるとともに、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始する」ことが提言されている。

これを受けて、有識者会議では、「学校事故対応指針の見直し」を優先的に検討する課題として位置付け、第1回の会議から議論を開始した。今後、文部科学省では、有識者会議の議論を踏まえて学校事故対応指針の見直しを令和5年度中にも行う予定である。

○今後の検討について

有識者会議は、学校安全に係る恒常的なアドバイザリーボードとして、第3次計画の進捗管理や施策の具体化に向けた検討を進める予定であり、必要に応じて下部組織としてワーキンググループを設置することとしている。これにより、特定の課題について専門性の高い検討を深めたり、緊急対応が必要となる問題が発生した場合などにおいては機動的に検討したりすることが可能となっている。

(2) 広報資料等

○学校における「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）

本ガイドラインは、チェックリスト編、解説編、サンプル編の3編から構成されている。チェックリスト編では、危機管理マニュアルに盛り込むべき事項や、その記載方法についてチェックリストの形で示されており、この項目を用いて自校の危機管理マニュアルの内容と照らし合わせて評価できるようになっている。解説編では、危機管理マニュアルの記載の視点や参考文献、参考情報等のコラムが紹介している。サンプル編では、記載例や様式例が示されている。



○教職員のための学校安全 e-ラーニング（令和4年12月改訂）

学校安全を組織的に推進するに当たって、教職員の各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身につけることが求められている。e-ラーニングでは、教職員を志す学生等を対象とした基礎研修（3コース）をはじめ、初任者・中堅教職員・管理職向け研修として、各キャリアステージに応じて学校安全に関して習得しておくべき事項を紹介している。第3次計画を踏まえた内容になっており、教員研修等で活用いただきたい。



学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」

- 文部科学省の学校安全に関する施策をまとめたポータルサイト。
- 事務連絡や研修会などの最新情報とこれまでの取組事例、調査結果などを掲載。
- 都道府県や他省庁が作成した学校安全関係資料も掲載。

- ★ アクセスランキング(7月)
- 1位:「登下校防犯プラン」について
- 2位:「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
- 3位:「熱中症事故の防止」について(依頼)

「危機管理マニュアル作成の手引」など学校安全資料



文部科学省作成資料・取組・事業

学校安全推進のための参考資料や、全国で実施している取組・モデル事業等を掲載。

- > 学校安全参考資料
- > 映像資料
- > 全国での取組・モデル事業



今月のニュース

学校安全に関する全国の取組や、文部科学省からのお知らせなどを紹介。

- > 令和元年8月号 職員日より
- > バックナンバー

文科省からのお知らせを毎月更新

学校安全功労者の紹介



表彰制度

内閣府や文部科学大臣表彰、その他関係省庁が実施している学校安全コンクールを紹介。

- > 安全功労者内閣総理大臣表彰
- > 学校保健・安全文部科学大臣表彰



研修会情報

防災教育、学校安全に関する公開授業・セミナーの開催情報を紹介。

- > 健康教育・食育行政担当者連絡協議会
- > 全国学校保健・安全研究大会
- > 学校安全総合支援事業
- > 学校安全教室推進事業
- > 都道府県・政令市会・セミナー

都道府県の研修会情報や文科省主催の研修会資料

「学校安全ポータルサイト」で検索!

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html>

